

# 「We are the one ~ 共に働ける社会へ ~ 」

政府は毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし関係省庁において各種行事を行います。

厚生労働省は、「We are the one ~ 共に働ける社会へ ~ 」をスローガンに、事業主、事業主団体等を始め、広く国民一般を対象として、

- 我が国の外国人雇用対策の基本的な考え方の周知
- 外国人雇用状況届出の厳格な履行
- 外国人指針に基づく雇用管理改善指導等を始めとする外国人労働者の適正な雇用管理と労働条件及び安全衛生の確保対策
- 日系人の就労支援及び安定雇用の確保対策
- 高度な技能を有する外国人材が能力を発揮しやすい職場環境の整備
- 留学生を始めとする「専門的・技術的分野」の外国人の就業促進対策
- 技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保対策
- 不法就労防止対策

を中心に、これら外国人雇用の基本ルールについて、啓発・指導等を集中的に行うこととしています。

長崎労働局では、月間中に以下のことを集中的に実施します。

- ア 長崎労働局ホームページによる広報
- イ 労働局及び各ハローワークでのポスターの掲示・リーフレットの配布による周知・啓発
- ウ 外国人雇用状況の届出制度について、事業主が法令遵守の観点から厳格に履行するよう、事業主団体等への協力要請
- エ 不法就労の防止について、関係機関との連携を図り、事業主団体等への説明及び協力要請
- オ 外国人雇用管理アドバイザー・職員等による個々の事業主に対する周知、啓発及び指導

また、長崎労働局労働基準部監督課において、毎月第1・第3水曜日に、外国人労働者相談窓口を開設しております。(対応言語：中国語、時間9：00～17：00)

外国人労働者に関する各種相談は、以下へご連絡下さい。

外国人労働者の労働条件に関すること

[長崎労働局労働基準部監督課](#)又は[各労働基準監督署](#)

外国人労働者の職業相談・職業紹介に関すること

[各ハローワーク](#)

外国人労働者の雇用管理、職業生活等に関すること、外国人雇用状況報告制度に関すること

[長崎労働局職業安定部求職者支援室](#)